

## 日吉津村自治基本条例策定委員会（第24回）議事録

日時：11月28日（金）午後7時30分～10時30分

場所：役場第1・2会議室

出席者 田中委員長、山崎副委員長、松岡委員、西委員、三島委員、破戸委員、  
河中委員

欠席者 山路副委員長、成瀬委員、池田委員、奥田委員、川原委員、井上委員、  
建部委員、高森委員、住田委員、田邊委員、長谷川委員、松本委員、  
土井委員

事務局 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事

### ○委員長あいさつ

- ・色々な意見をいただいたので、それを練っていく。

### ○村長あいさつ

- ・24日に議員との意見交換、27日には住民説明会を終えていただき、住民から様々な立場から意見をいただいたと思う。全国町村長会に出席し、これからの地方の課題は慢性的なものや地域の安心・安全をどう確保していくかということになる。そういう意味では、この自治基本条例はこれからの村の地域づくりの基本になると改めて感じた。いずれ提言を受けるが、受けたらみなさんの思いをこれからの行政運営に活かしていきたいと思う。

### ○協議

（事務局）

- ・資料確認

（委員長）

- ・協議事項に沿って進めていく。条例案については事務局より願います。

（事務局）

- ・太字のゴシック体の部分が修正箇所。「～できるものとします。」という表現は使わない。「～できます。」という表現に変更。その他語句で「諸団体」を「団体等」に変更。協働のところに議会も含めたほうが良い。「行政の役割と責務」を「村行政の役割と責務」でないかという指摘があったため（条文が村は・・・で始まっている）に変更。「村は職務の執行にあたっては」という部分で、「村政の執行にあたっては」と変更した。協働の部分で事業者等、議会を含めるかどうかを検討してもらいたい。以上が大きな変更箇所、あとは語句の変更ですので確認していただきたい。

（委員長）

- ・事務局の説明を受けて何か意見を。
- ・策定委員会もできれば最終にしたいという思いはあるが、もっと議論が必要なら仕方ないが・・・。

(委員)

- ・何回か見直した時に「村づくり」という表現がたくさん使われており、それが行政への参画と住民が村づくりに参画ということと混乱するのでは。「村政への参画」という言葉に直したほうが良いか。「村づくり」は何なのかということがはっきりしないのが気になる。

(事務局)

- ・それに関しては後で議論する。今は事務局作成資料について検討する。
- ・「～するものとする。」という表現はあるが「～することができるものとする。」という表現はしない。

(委員)

- ・「行政の役割と責務」を「村行政の・・・」と変更した理由は。

(事務局)

- ・行政の役割と責務と言いながら、文面は「村は・・・」と始まっている。村の役割と責務だと思うが、行政という言葉もあるので村行政とした。

(委員)

- ・住民説明会の意見を見してみると村民や住民の違いがいまいち理解できないという面がある。村行政となると余計に混乱するのでは。
- ・村、行政、村行政と3つあると分かりにくい。村行政という言葉は他にも使われるものか。審議会や委員会も含めたいのなら村という定義にそれらも含めるのが良いのでは。
- ・これによって定義の部分がまたややこしくなるのでは。
- ・条文中の行政という表現をすべて村行政に直したらおかしいか。

(事務局)

- ・一般的に行政は行政で良いと思うが。

(委員)

- ・村政という言葉もあるが、これは村行政とは違うのか。

(委員長)

- ・同じような意味だと思う。村政を村行政に統一するか。

(事務局)

- ・村長と村行政は違う。

(委員)

- ・村行政はシステムや制度的な意味合い、村政はそのアクションのような感じがする。ここは村の役割と責務で良いのでは。(賛成)
- ・意味が同じならできるだけ分かりやすい表現の方が良い。

(事務局)

・ 審議会が村長の諮問する機関ならそれは村長の範疇。

(委員)

- ・ 「村づくり」については共通認識が必要。自治会説明会で、「村を良くするためにするあらゆる活動」と説明したが。
- ・ それぞれ個々に認識の違いがあるのは当然。すべて定義しようとすれば細かくなり大変だ。

(事務局)

- ・ 自治基本条例で、「村づくり」のすべてを網羅することはできない。共通認識させるためにじっくりくる表現で定義するくらいか。

(委員)

- ・ 「村づくり」の定義は前文の「私たちは、先人が・・・ふるさとを築き」のことだと思う。改めて「村づくり」を定義するのはナンセンスだと思う。
- ・ 「参画と協働」という表現ばかりでは難しい印象を与えると思う。当たり前のことだ、と認識する人には良いがそのほかの人には難しいと認識されると思う。

(委員長)

- ・ 個人の意見ですが、とり方は十人十色なので、罰則規定もないし、「参画と協働」に関しては良いと思うが。

(委員)

- ・ 海川では条例中には硬い表現が多いというような意見があった。自治基本条例ではなく村づくり条例という風にしたほうが良いのでは。
- ・ これに関しては十分に議論した結果、自治基本条例という名前になった。

(委員長)

- ・ 我々の村づくりをする思いなどが前文に含まれており、それは皆さんにも分かってもらえると思う。

(委員)

- ・ 「村民が村づくりに関与する場合には・・・」とあるが、しっくりこない。
- ・ 参画する場合には、としてはどうか。

(委員長)

- ・ 村づくりを進める場合には、としてはどうか。

(事務局)

- ・ 1 項には参画するとなっている。ここは 1 項と連動している。2 項を直すなら 1 項も直したほうが良いか。

(委員)

- ・ 参画で良いのでは。(賛成)
- ・ 5 条の 2 項で、子どものところは参加となっているが、子どもだけ参加にとどめておくのはどうか。

(事務局)

・様々な意味がある。我孫子市はすべて参加となっている。

(委員長)

・年齢に応じてとあるから参画でも良いのでは。(賛成)

(委員)

・前文で先人が創り育ててきた・・・の箇所、自然は創るものではないのでは。

・今の天然林のどはかなり人の手が加わっている。そういう意味では創ったとも考えられる。

・歴史や文化は創り育ててきたものだが、自然は守ってきたというような表現の方が良いのでは。

・先人が守り、造り育ててきた・・・として良いか。(賛成)

・自治会の箇所で、「様々な地域の課題解決に・・・」となっているが、「地域の様々な課題解決に・・・」では。(賛成)

(事務局)

・まだ協議事項が残っているので、一通り済んでから協議する。

#### ◇住民説明会意見の検討

(委員)

・日上2で村民憲章についての意見があるが、村民憲章とは。

(事務局)

・第5次総合計画の目標になっている。

(委員)

・もし入れるとすれば、「・・・共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ」とすると良いのでは。(賛成)

・分任についての意見があったが。

・海川で出ていた。分任の話をすると必ず拒否反応がある。

・何か分かりやすい表現で言い換えることができれば良いが。

(委員長)

・住民説明会の意見で気になる箇所を順に見ていく。

(委員)

・自治会とコミュニティについての意見が出たが。

・自治会とコミュニティとは別物として考えるため、分けていると思うが。

・本来コミュニティの中に自治会は含まれるもの。

・日吉津の場合は、自治会の組織率が高く、活動が活発なのであえて自治会という定義をした。

(事務局)

・自治会とコミュニティの関係については解説に入れる。

(委員長)

・日上2はこれで良いか。(賛成)

(委員)

- ・日上1では定義された村民に周知するのは難しいのではという意見が出た。
- ・村内で学ぶ人、活動する人にも条例を周知させるのは難しいという意見はどこ自治会でも出ている。
- ・それは大きな課題であるし、条例ができてすぐ解決するものでもない。私たちが米子市でポイ捨てすれば米子市の条例に引っかかり罰則をうけることと同じこと。

(委員長)

- ・ジャスコの職員も海岸清掃など村づくりに参画している。難しく考えなくても良いのでは。日上1はこれで良いか。(賛成)

(委員)

- ・海川で気になったのは二本木の人のことが定めていない。社協や介護サービス、水道の関係などが利用できない。
- ・36条に他の自治体との協力関係のことを謳っているので良いと思う。
- ・再度説明して理解してもらえるものは良いのでは。(賛成)

(委員長)

- ・「分任」について協議を。

(委員)

- ・もし言い換えるとすれば「応分の負担を負うものとする。」というようになると思うが、意味合いは違ってくるか。
- ・「分任」については誰もが引っかかる。これについては解説に詳しく入れるということで協議してきたつもりだが。
- ・「分担」ではいけなかったか。

(事務局)

- ・この質問者は「分任」とは税金(お金)か、使役かと内容について聞かれた。「分任」のという言葉の意味ではない。

(委員)

- ・「分任」に代わる言葉がないので、このまま使わせてもらうことにして、解説を工夫してもらうことでどうか。(賛成)
- ・住民が負担を感じる、というように受け取ったのかなと思った。何とか負担を感じないようにしたいが・・・。
- ・負担を重い、苦しいととらえるのはそれぞれだと思う。
- ・この条例は議会任せだったものを変えていくために作られたものでもある。従来どおり議会任せではいけない。
- ・議会の役割は住民の最大幸福の追求であって、決して軽くなつてはいけない。そのことをちゃんと住民に言っていかなければならない。
- ・推進委員会について「村長が別に定める」と書いてあるが、意のままにな

っても良いのか、という意見もあった。

- ・推進委員会を村長が定めるというのはどうか。だが他に誰がするのか・・・。
- ・ただ別に定めるというだけではいけないと思う。

(事務局)

- ・ここでどこまで決めるか、だと思う。完全に細部までは難しい。

(委員)

- ・基本的なことだけ決めてあとは規則で定めるのは良いと思うが。
- ・海川か日上1で、推進委員会を年に1回くらい開いて、条例が守られているかチェックする、というような意見が出た。

(委員長)

- ・問題なのは「村長が別に定める」という部分。

(委員)

- ・「条例で別に定める」となっていれば問題はないが、「村長が別に定める」とすると規則でも良いのではないか、ということになってくる。

(委員長)

- ・このことについては、議会からの資料にも出ているので後で議論する。海川についてはこれで良いか。(賛成) 続いて今吉の意見を検討する。

(委員)

- ・防災についての意見が多く出たが、この条例に事細かく載せる必要はない。
- ・安心安全が1番なのに安心安全という言葉がないのではないか、という意見があった。

(事務局)

- ・安心安全や環境のことについては自治の基本原則に含めるかどうかの議論の末、基本原則には載せなかった。
- ・危機管理の箇所でも多少は含んでいる。村づくりの課題テーマや行政の課題テーマを考えてそれらを載せていくとボリュームが出てしまう。原則となるようなものを残すように絞った。

(委員)

- ・23条に「体制を確立しなければなりません」と課題も書いてあるので良いと思う。海川か日上でも同じような質問が出たが、今後条例を作るか、今ある条例を直していくと答えた。

(委員長)

- ・今吉については良いか。(賛成) 富吉に移る。※樽屋は質問がなかったため省略。

(委員)

- ・条例をいじくるような意見はなかった。
- ・防災についてももう少し詳しく、というような意見は出た。

(委員長)

- ・富吉については良いか。(賛成) 続いて下口に移る。
- ・下口では当たり前のことが書いてある、なぜ今更この条例なのかという意見があった。
- ・自治会関係は以上で良いか。(賛成)

#### ◇パブリック・コメント意見の検討

(委員)

- ・用語の説明等は解説に入れて対応することでどうか。(賛成)
- ・意見2についても挿入する必要はないではないか。(賛成)

#### ◇議会意見の検討

(委員長)

- ・議会の意見で良いものは取り込むことにして、議員さんと再度意見交換する必要はないと思う。

(事務局)

- ・議会ではまとめようと議論したが、議員にも様々な意見があり1つにまとめることができなかった。これは議員個人の意見を集めたもの。

(委員)

- ・では議員さんと意見交換する必要はないのか。

(委員長)

- ・策定委員会でまとめたものとして答申すれば良いと思う。意見交換は必要ない。

(委員)

- ・村長が議員とやり取りする。委員長が言われたように、策定委員会で配慮してこの条例ができたと答申すれば良いと思う。
- ・策定委員が議員と論争する必要はない。私たちは条例を作って村長に答申するまでが義務。あとは村長に任せる。

※前文の意見(議論があったところのみを抜粋)

(委員)

- ・前文は委員で十分議論したものなので先頭の2段落削除を削除する。(賛成)
- ・「住み続けたい」を「心豊かに育つ」に変えて良いか。(賛成)

(事務局)

- ・ここは日吉津村の持続性という視点も含まれているが・・・。

(委員)

- ・「次代に・・・」という文言があるから良いのでは。
- ・日吉津という文言を加えないと定義されている村と合わないという意見だった。
- ・「私たちは、日吉津村における・・・」で日吉津という言葉が入っているの

で、くどくなるのでは。無ければ入れても良いと思うが。

(委員長)

・「それぞれの役割や責務を認識し」を削除という意見がある。

(委員)

・役割や責務については条文中にたくさん出てくるので必要ないか。

・残したほうが分かりやすくて良いのでは。(賛成)

(事務局)

・「農地を拓き・・・励んできました」を削除という意見があるが。

(委員)

・どういう苦勞をしてきたかが具体的に分からないので必要。(賛成)

(委員長)

・「単独」を取るという意見があるが。(変更なし)

・「農業振興・・・」を取るという意見があるが。(変更なし)

・「村づくりのルール」を取るという意見があるが。

(委員)

・自治の基本原則だけでも良いかもしれないが、村づくりのルールという表現は使ったほうが分かりやすいし、必要だと思う。(賛成)

※第1条 総則(議論があったところのみを抜粋)

(委員長)

・「議会及び村長等」か「議会及び村」に変更するという意見があるが。

(委員)

・ここを変更したら他にもいろいろ変更が必要になるのでは。

(事務局)

・この条文を作る時に、役割と責務は議会、住民、村長、村などたくさんありすぎて書けないため、代表的なものを挙げ、等という表現を使った。

(委員)

・「議会及び村」の方が良い。(賛成)

#### ◇今後の日程

(委員)

・もう一度策定委員会を開く。日程的なことはどうか。

(事務局)

・12月定例議会に出せば良いなという思いはあったが、策定委員会の検討結果の進行具合で判断しなければならない。

(委員長)

・12月定例議会に間に合わせるためにはいつまでに作成すれば良いか。

(事務局)

・12月1日には・・・。

(委員)

・12月1日に策定委員会を開催で。

(委員長)

・では、12月1日開催とする。

○閉会